

行財政運営のたたき台（修正）

行財政運営

（総合計画）

- 1 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。
- 2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- 3 行政は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事業の進捗を管理し、その状況を公表します。
- 4 各分野における個別計画の策定及び実施は、総合計画との整合性を図りながら進めます。
- 5 行政は、総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定及び見直しを行うにあたっては、町民の参加を図り、検討内容を公表します。

（財政運営）

- 1 行政は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもとに財政計画を策定し、それに基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うものとします。
- 2 行政は、予算、決算、財政状況等についてわかりやすい資料を作成のうえ、公表します。

（行政評価）

- 1 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。
- 2 行政は、行政評価の実施にあたっては、町民等の参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を公表します。

（行政改革）

- 1 行政は、適正かつ効率的な行政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を推進するものとします。
- 2 行政は、行政改革大綱の実施にあたっては実施計画を策定し、その進捗を管理するとともに、進捗状況を公表します。
- 3 行政は、行政改革大綱及び実施計画を策定するにあたって町民の参加を図り、検討内容を公表します。

（行政手続）

- 1 行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

に

- 2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

（政策法務）

地域の課題を

行政は、自主的かつ自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策の実現のため、条例、
の制定及び改廃を行う

規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し運用するものとします。

（危機管理）

- 1 行政は、町民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、災害等が発生した緊急時に総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制を整備するものとします。
- 2 行政は、緊急時には町民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。

3 町民は、緊急時において互いに助け合い行動できるよう、日頃から防災訓練に参加するなど、防災等に対する意識を高め、地域が一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。

(公益通報)

- 1 職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態を是正するとともに、行政運営を常に適法かつ公正に行わなければなりません。
- 2 正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障されなければなりません。
- 3 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

~~1 行政は、適法な行政運営を確保するため、行政運営に係る違法な行為について、町の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければなりません。~~

~~2 公益通報に関して必要な事項は、別に定めます。~~

【解説・考え方】

(総合計画)

- ・行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的で計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定することを規定しています。
- ・総合計画は、行政運営を進めるための最上位の計画として位置づけられるものであり、政策は特別の場合を除き、総合計画に基づいて行うことを規定しています。
- ・現在の総合計画は、基本構想（10年間）を最上位とし、基本計画（前期5年間・後期5年間）、実施計画（3年間（毎年度見直し））の3層で構成しています。実施計画は予算と直結していることから、社会経済情勢にも対応できるよう毎年見直しすることを規定し、見直しの状況や事業の進行管理を公表することを規定しています。
- ・総合計画は最上位の計画であり、各分野における個別計画の内容は、総合計画と整合性を図ることを規定しています。
- ・総合計画の基本構想及び基本計画、各施策の基本となる計画の策定や見直しを行うにあたっては町民の参加を図るとともに、検討内容を公表することを規定しています。

(財政運営)

行政は、毎年度の予算編成にあたって総合計画との整合性を図り、行政評価の結果を反映させるとともに、中長期的な見通しのもとに財政計画を策定し、この計画に基づき、予算編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うことを規定しています。

また、予算や決算、財政状況などについてはわかりやすい資料を作成のうえ、公表することを規定しています。

(行政評価)

行政は効果的で効率的な行政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を予算編成や以後の事務及び事業に反映させることを規定しています。

また、行政評価の実施にあたっては、町民や専門家など外部の視点による評価を行うとともに、行政評価に関する情報を公表することを規定しています。

(行政改革)

行政は、社会経済情勢の変化に対応し、適正かつ効率的な行政運営を行うため、行政全般のあり方を点検し、行政運営や制度の見直しを行うため、行政改革大綱を作成して、行政改革を積極的に推進することを規定しています。そして、行政改革大綱を実現するための具体的な内容は実施計画で定め、行政改革の取組みの進行を管理するとともに、進捗状況を公表することを規定しています。

また、行政改革大綱や実施計画を策定するにあたっては、町民参加を図り、検討内容を公表するこ

とを規定しています。

（行政手続）

町民の権利利益の保護を図るため、行政が行う処分や行政指導等の手続について、公正の確保と透明性の向上を図ることを規定しています。具体には、美幌町行政手続条例（平成8年条例第12号）に委ねることとしています。

（政策法務）

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、自治体の法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されました。行政が自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用して条例、規則等の制定改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用することを規定しています。

（危機管理）

行政が災害等の不測の事態に備え、危機管理体制を整備しておく必要があること、災害等が発生した緊急時には速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて必要な作業や支援等を行うことを規定しています。

また、町民も緊急時には互いに助け合い、自ら果たすべき役割を認識し、防災などに対する意識を高め、地域全体で協力体制を整備することを規定しています。

（公益通報）

法令遵守（コンプライアンス）の確保と、公益のため通報を行った町の職員が不当な取り扱いを受けず、保護されるための制度を確立するために規定するものです。

近年、企業等の不祥事が内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を養護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは不当であり、これを防止する目的で、公益通報者保護法が平成18年4月に施行されました。

本町においても、万が一不祥事が生じた場合には、速やかにこれを明らかにし、町民への不利益や町政への信頼への失墜を最小限に食い止めるとともに、公益通報を行う職員が通報を行ったことにより、不利益を受けることがないようにする必要があります。

~~行政運営に関して公益通報の制度を設けるとともに、通報者となった町の職員等を保護するために必要な措置を講ずることで、不祥事の発生や隠蔽の抑止力としていくことを意図しているものです。「町の職員等」とは、町の職員のほか、町が行う事務事業の受託者の従業員なども含むものです。~~

【町民会議では】

規定すべき項目や内容などについて意見が出されました。項目としては、総合計画、財政運営、行政評価、危機管理、行政手続、政策法務、などについて規定すべきという意見が比較的多く出されました。

総合計画、行政評価、行政改革については、町民参加による計画策定や評価の実施、また、財政運営も含めて適切な情報の提供を行うべき、という意見が出されました。行政評価については、評価基準をどう設定するのか十分な検討が必要、との意見も出されました。

外部監査については、地方自治法では条例により外部監査を行うことができると規定されていますが、制度導入には慎重な議論が必要とのことで、現時点での規定は見送ることとしました。

公益通報制度については、公益通報者保護法が平成18年4月に施行されたこともあり、行政においても法令遵守の確保と、通報を行った職員が不当な扱いを受けず保護される制度整備を行った方が良いとの意見があり、規定することとしました。